

海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する
国際条約による証書に関する省令の一部改正について

平成18年4月
海事局検査測度課

1. 改正の背景及び目的

1974年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS条約」という。)及び1966年の満載喫水線に関する国際条約(以下「LL条約」という。)に基づく証書の発給については、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第29条の3第2項において管海官庁等が国土交通省令に基づき実施することを規定しており、この委任を受けて証書等の様式については、海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令(昭和40年運輸省令第39号。以下「省令」という。)において規定しています。

「国際海事機関海上安全委員会第79回会合」において、SOLAS条約及びLL条約に関する証書様式の一部が改正されたため、省令について所要の改正を行うことを検討しています。

2. 改正の概要

- ① 液化ガスばら積船適合証書(別記様式1)、液体化学薬品ばら積船適合証書(別記様式2)、旅客船安全証書(第1号様式)、貨物船安全構造証書(第2号様式)、貨物船安全設備証書(第3号様式)、貨物船安全無線証書(第4号様式)、貨物船安全証書(第5号様式)、国際照射済核燃料等運送船適合証書(第5号の2様式)、国際液化ガスばら積船適合証書(第5号の2の2様式)、高速船安全証書(第6号の2様式)、国際満載喫水線証書(第7号様式)及び国際満載喫水線免除証書(第8号様式)の様式中、「この証書の基となる検査が完了した日 Completion date of the survey on which this certificate is based」を挿入することを予定しています。
- ② 原子力旅客船安全証書(第1号の2様式)を全面的に改正し、救命設備、無線設備及び航海設備の搭載数等を記録する様式を追加することを予定しています。
- ③ 貨物船安全設備証書のための設備の記録(様式E)「2 救命設備の詳細」中、保温具の項目を削除し、「3 航海設備の詳細」中、簡易型航海情報記録装置及び国際航空海上捜索救助手引書第三巻の項目を追加することを予定しています。
- ④ 貨物船安全証書のための設備の記録(様式C)「2 救命設備の詳細」中、保温具の項目を削除し、「5 航海設備の詳細」中、簡易型航海情報記録装置及び国際航空海上捜索救助手引書第三巻の項目を追加することを予定しています。

3. スケジュール(予定)

公布日 : 平成18年5月末日

施行日 : 平成18年7月1日